

別表（第6条関係）

**広青苑短期入所生活介護事業所
利用料金表**

ご利用者には、介護保険法に基づいた、下記の項目に該当する料金の合計額に、利用日数を乗じた額を、ご利用の都度にお支払ください。

1. 介護給付サービスによる料金

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度によって異なります。

下記の表により、要介護度及び介護保険負担割合証に応じた自己負担額をお支払ください。

表1 4人部屋・2人部屋に短期入所する方 (1日あたりの金額：単位円)

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 （1割）	596	665	737	806	874
自己負担割合 （2割）	1,192	1,330	1,474	1,612	1,748

表2 個室に短期入所する方（空室がある場合のみ可能；1日あたりの金額：単位円）

併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）					
要介護度区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担割合 （1割）	596	665	737	806	874
自己負担割合 （2割）	1,192	1,330	1,474	1,612	1,748

2. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち、「介護福祉士」を60%以上配置し、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払ください。

表3 (1日あたりの金額：単位円)

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	自己負担割合 （1割）	22
	自己負担割合 （2割）	44

3. 看護体制加算

特別養護老人ホームと併設の利点を生かしながら手厚く看護職員を配置し、夜間の連絡体制も確保しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額：単位円)

看護体制加算 (Ⅲ) イ	自己負担割合 (1割)	1 2
	自己負担割合 (2割)	2 4
看護体制加算 (Ⅳ) イ	自己負担割合 (1割)	2 3
	自己負担割合 (2割)	4 6

4. 夜勤職員配置加算

夜勤時間帯（当夜5時から翌朝9時の間）に、職員を手厚く配置しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額：単位円)

夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	自己負担割合 (1割)	1 5
	自己負担割合 (2割)	3 0

5. その他の介護給付サービスの加算（該当する場合は、お支払いください。）

(1) 送迎加算

入退所に送迎した場合には、下記の金額を加算してお支払いください。

(1回あたりの金額：単位円)

送迎加算（片道につき）	自己負担割合 (1割)	1 8 4
	自己負担割合 (2割)	3 6 8

6. 介護職員処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～5（表1～6）の該当する料金と加算の1か月の合計額に1,000分の83を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

(1日あたりの金額：単位円)

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	上記1～5の該当する料金と加算の 合計額×83/1,000に相当する額
----------------	--

7. 介護職員等特定処遇改善加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～5（表1～6）の該当する料金と加算の1か月の合計額に1,000分の27を乗じた金額を、更に加算してお支払ください。

表8 (1日あたりの金額：単位円)

介護職員処遇改善加算（I）	上記1～5の該当する料金と加算の合計額×27/1,000に相当する額
---------------	------------------------------------

8. 長期利用者に対する短期入所生活介護事業所

連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して、所定単位数から下記の金額が減算となります。

表9 (1日あたりの金額：単位円)

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合	自己負担割合 (1割)	▲30
	自己負担割合 (2割)	▲60

9. 介護給付の対象とならないサービスの料金

(1) 食費

食事の提供に要する費用は、ご利用者の所得によって異なります。

食べた食事に基づいて、下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払ください。（「介護保険負担限度額認定証」でご確認ください。）

表10 食事の提供に要する費用（3食の場合；食材料費・調理費相当分）

(1日あたりの金額：単位円)

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額		
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
朝食+昼食+夕食	1,392	300	390	650

表 1 1 食事の提供に要する費用（1食か2食の場合；食材料費・調理費相当分）
（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額		
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
朝食+昼食	942	300	390	650
昼食+夕食	1,000	300	390	650
朝食のみ	392	300	380	380
昼食のみ	550	300	390	550
夕食のみ	450	300	390	450

(2) 滞在費

滞在に要する費用は、ご利用者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払ください。

（「介護保険負担限度額認定証」でご確認ください。）

表 1 2 4人部屋・2人部屋に短期入所する方の滞在に要する費用（光熱水費相当分）
（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額		
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
滞在費	855	0	370	370

表 1 3 個室に短期入所する方の滞在に要する費用（光熱水費・室料相当分）
（空室がある場合のみ可能；1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額		
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階
滞在費	1,171	320	420	820

(3) 金銭管理費

医療費、理髪代、衣類代、身の回りの細々とした消耗品費などの支払いの為に
お預かりしている預かり金に関して「預り金の出納管理に係る費用」として一日
30円を支払っていただきます。

表 1 4

(1日あたりの金額：単位円)

預り金の出納管理に係る費用	30
---------------	----

以上

令和 3年4月1日より